

一部事務組合下北医療センター告示第5号

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院では、令和元年6月に改正された障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）で地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されたことから、障害者の雇用に関する具体的な取組を盛り込んだ「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」を次のとおり策定したので公表する。

令和2年6月9日

一部事務組合下北医療センター
管理者 宮下 宗一郎

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院障害者活躍推進計画

1 計画期間	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで（2年間）
障害者雇用に関する課題	一部事務組合下北医療センターむつ総合病院においては、令和元年度の法定雇用率が未達成となったため、本計画にのっとり計画期間内に法定雇用率の達成を目指すとともに、障害者である職員が活躍できる体制整備や各種取組が必要である。
2 目標	
① 雇用に関する目標	【目標】 計画期間中各年度3月31日時点の障害者雇用率を法定雇用率以上とする。 【評価方法】 毎年度の任免状況通報により現状を把握し、3月31日時点で達成できるよう進捗管理を行うものとする。 ※ 令和2年度以降のむつ総合病院の法定雇用率算出に係る職員の数には、むつ市管内施設である事業本部事務局、国民健康保険川内診療所及び国民健康保険脇野沢診療所の職員の数を含む。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせないこととする。 【評価方法】 毎年度の任免状況通報時に人事記録等を元に、特に前年度採用者の定着状況に注視して、把握及び進捗管理を行うものとする。
3 取組内容	
① 障害者の活躍を推進する体制整備	(1) 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 (2) 障害者職業生活相談員の選任の有無にかかわらず、障害者である職員の相談窓口を設置し、周知する。
② 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	新規に採用した障害者及び障害の進行により従来の業務遂行が困難となった中途障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	相談窓口での相談のほか、人事評価面談などを通じて、障害者である職員に対して必要な配慮等の要否を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じるものとする。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、所要の環境整備及び業務内容の調整など過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4 その他	なし